

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第35号

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

香川県農業協同組合等検査規則（平成11年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査員) 第4条 略 2 検査員は、検査を行うときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人の要求があるときはこれを提示しなければならない。</p>	<p>(検査員) 第4条 略 2 検査員は、検査（<u>農業共済組合の検査を除く。</u>）を行うときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人の要求があるときはこれを提示しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。